

〔資料〕 コンサヴァター 保存修復専門家の職業の定義，倫理規程と実務指針

鳥海 秀実

1. はじめに

コンサヴァター 保存修復専門家が，倫理規程（Code of Ethics），実務指針（Guidelines for Practice）や修復士の資格制度¹⁾に従って活動を行う体制が，今日，世界的に確立されつつある。

日本には，文化財保存修復学会が2008年に制定した10項目から成る「文化財の保存にたずさわる人のための行動規範」があるが，実務指針は存在しない。将来的な必要性を鑑みて，国際的に主要な規程を年代を追って概観し，保存修復専門家が登場した時期に遡る職業の定義から，近年発表された実務規程に至るまで，参考となる資料を訳出し考察する。

2. コンサヴァター 保存修復専門家の職業の定義

コンサヴァター 保存修復専門家は，近代に生まれた新しい職能であり，日本では現在も公式の名称は定義されていない。「職業の定義」は倫理規程や実務指針の前提となる文書であることから，本稿では2つの国際的組織による「職業の定義」の翻訳を試みた。

1984年の国際博物館会議保存部会 [ICOM-CC/International Council of Museum, Committee for Conservation] の「コンサヴァター 保存修復専門家：職業の定義 The Conservator-Restorer. A Definition of the Profession」<翻訳資料1>^{註1)}では，文化財分野において専門的な知識，技能，経験を備え，倫理的に行動し，社会に資する活動を行う，コンサヴァター 保存修復専門家という登場して間もない新しい職業を定義するとともに，これに社会的地位を付与すべきであることが謳われている。今から約40年前に発表されたこのICOM-CCによる職業の定義は，保存修復専門家の職業の目的，原則および必要条件を記した歴史的資料と言える。

欧州保存修復専門家連合 (E.C.C.O./European Confederation of Conservator-Restorers' Organization) はヨーロッパ22カ国の約6000人のメンバーから成る組織であり，彼らの規程「専門的ガイドライン Professional Guidelines」は(1)職業，(2)倫理規程，(3)教育に分かれている。このうち，(1)職業が定義を表している（2002年改訂版）<翻訳資料2>^{註2)}。ICOM-CCの職業の定義は理念的な記述が多いのに対し，E.C.C.O.の職業の定義はより実務的な内容であり，職能形成のための教育レベルについても言及する。

なお，米国保存修復学会も2003年に「コンサヴァター 保存修復専門家の定義：本質的な適性 Defining Conservator: Essential Competencies」を発表している。

コンサヴァター 保存修復専門家を表す言葉として，Conservatorという呼び方はアングロサクソン系の国，Restorerという呼び方はロマンス語圏の国々で使われているため，E.C.C.O.とICOM-CCではConservator-Restorerのように両方をハイフンでつないだ表現が使用されている。本稿では，他の資料におけるConservatorおよびConservator-Restorerにも同一の訳語，コンサヴァター 保存修復専門家をを用いた。

3. 倫理規程と実務指針の関係

表1に，世界の主要な倫理規程と実務指針を年代順に示す。現在の米国保存修復学会

(AIC/American Institute for Conservation) の原型となった IIC-American Group で1963年に採択されたマレー・ピーズ・レポート (Murray Pease Report/「保存修復専門家のための実務指針および専門的関係性 Standards of Practice and Professional Relationships for Conservators」) は、保存修復分野における一番最初の実務指針であると言われる。同組織の倫理規程 (「美術品保存修復専門家のための倫理規程 Code of Ethics for Art Conservators」) は1967年に採択されており、実務指針より後に作成されている。

三浦定俊氏による指摘では、「冒頭の「歴史」の一文の中で) 1963年に実務基準が定められたのは「(修復の) 適切性について問題が提起されたときに、個々の手順または作業を判断する公認された基準を提供するため」であったと述べている。また1967年に定められた倫理規程は「保存修復者を職業倫理に基づいた行動への導く原則と実践方法を示すこと」が目的であったとしている。これからわかるように「実務指針」は会員が適切に行った修復の正当性を学会として保証しようというもので、「倫理規程」ではその基本となる考え方を述べている。」²⁾ という。

表1に示す年代はいずれも初版であり、ICOM-CC の職業の定義以外の規程は、各組織内で改訂を受けながら運用されている。米国保存修復学会、カナダ文化財保存修復学会 (CAC/Canadian Association for Conservation of Cultural Property) およびカナダ保存修復専門家協会 (CAPC/Canadian Association of Professional Conservators)、英国保存修復学会 (ICON/Institute of Conservation) の規程には、規程の中で用いられる用語解説も付随する。

4. 実務指針

現行の規程の内容を把握するため、米国保存修復学会の実務指針 (1994年改訂版) < 翻訳資

表1 保存修復分野の主要な倫理規程・実務指針等 (年代順)

年代	組織	規程	URL	翻訳資料
1963年	IIC-American Group [AIC/American Institute for Conservation 米国保存修復学会]	Standards of Practice and Professional Relationships for Conservators (The Murray Pease Report) [保存修復専門家のための実務指針および専門的関係性]	https://www.culturalheritage.org/docs/default-source/resources/governance/organizational-documents/murray-pease-report.pdf?sfvrsn=1cb60339_10	
1967年	IIC-American Group [AIC/American Institute for Conservation 米国保存修復学会]	Code of Ethics for Art Conservators [美術品保存修復専門家のための倫理規程]	https://www.culturalheritage.org/docs/default-source/resources/governance/organizational-documents/murray-pease-report.pdf?sfvrsn=1cb60339_10	
1984年	International Council of Museum, Committee for Conservation [ICOM-CC 国際博物館会議保存部会]	The Conservator-Restorer. A Definition of the Profession [保存修復専門家：職業の定義]	https://www.icom-cc.org/en/definition-of-the-profession-1984	1
1986年	Canadian Association for Conservation of Cultural Property [CAC カナダ文化財保存修復学会] および Canadian Association of Professional Conservators [CAPC カナダ保存修復専門家協会]	Code of Ethics and Guidance for Practice for Those Involved in the Conservation of Cultural Property in Canada [カナダで文化遺産の保存にたずさわる人のための倫理規程および実務指針]	https://www.cac-accr.ca/conservation/	4 (2000年改訂版)
1993年	European Confederation of Conservator-Restorers' Organization [E.C.C.O. 欧州保存修復専門家連合]	Professional Guidelines (1)The Profession, (2)Code of Ethics, (3)Education [専門的ガイドライン (1)職業, (2)倫理規程, (3)教育]	https://www.ecco-eu.org/home/ecco-documents/	2 (2002年改訂版)
1994年	American Institute for Conservation [AIC 米国保存修復学会]	Code of Ethics, Guidelines for Practice [倫理規程, 実務指針]	https://www.culturalheritage.org/about-conservation/code-of-ethics	3 (1994年改訂版)
1999年	Institute of Conservation [ICON 英国保存修復学会]	Professional Standards and Judgement & Ethics [専門的規範と判断・倫理]	https://www.icon.org.uk/resource/icon-professional-standards-pdf.html	5 (2022年改訂版)

料3>、そしてカナダ文化財保存修復学会およびカナダ保存修復専門家協会の実務指針（2000年改訂版）<翻訳資料4>の2つについて内容の項目を訳出した。

項目は、米国は29番まで、カナダは44番まであり、細かく通し番号をふる条文の構造は類似しているが、年代の下るカナダの実務指針は項目数が多い。両者とも「調査」、「予防的保存」、「処置」、「緊急事態」の項目は共通して見られるが、米国の場合「専門的行為」の章が冒頭に位置するのに対し、カナダの場合は冒頭の1章目の「文化遺産保存における専門的規範」の中で「一般的義務」について述べ、次にあらためて2章目として「専門的行為」を設け、これをさらに「所有者との関係」と「その他の専門家、実習生、一般の人々との関係」に分けて詳述している。カナダの実務指針には「処置後の維持管理」の項目もあり、保存修復の処置の瞬間だけにとどまらず、その前後の時間軸で行われる行為や関係する人々との関係に多くの配慮が向けられている。とは言え、米国の実務指針も1963年当初の名称に「専門的関係性」という言葉が含まれており、早い段階から関係要素や関係者との連携の重要性が認識されていたことが分かる。

近年発表された英国保存修復学会の「専門的規範と判断・倫理 Professional Standards and Judgement & Ethics」（2020年改訂）<翻訳資料5>の名称には、ガイドラインではなく「判断」という言葉が使われている。ここには、処置前の調査から実施した処置の評価、関係者との協力関係の構築、自己研鑽などまで、保存修復専門家の活動全般に関して多岐にわたる内容が有機的に記されており、一連の専門業務の流れの中で求められるマネジメント能力、コミュニケーション能力、そして判断力に重要性が置かれている。また、英国保存修復学会には Accredited Conservator-Restorers (ACR) と呼ばれる保存修復専門家の認定制度があり、この制度によって認定保存修復専門家は規範を遵守することが義務付けられている点が興味深い。したがって、条文は「しなければならない」という義務を表す表現となっている。なお、米国保存修復学会の実務指針では、倫理規程と実務指針に反した会員には、学会長への書面による報告と罰則を科す旨が13.不義の行為に記されている。

5. まとめ

本論で翻訳した資料のうち、最も古い1984年の ICOM-CC による「保存修復専門家：職業の定義」と、最も新しい2020年改訂の英国保存修復学会の「専門的規範と判断・倫理」を比較すると、前者が保存修復専門家という新たな職能がどのような目的と意義をもつかという内容を主体としていたのに対し、後者は保存修復専門家が社会との関わりにおいて従うべき倫理と規範を示しており、40年の歳月を経て保存修復専門家が着実に社会に認知された活動を展開している様子が見て取れる。

実務指針はそれぞれの国の状況、たとえば保存修復に関わる社会組織の構造や仕組み、文化財を構成する材料や技法に由来する性質、風土や文化に応じて作成する必要がある。我が国においても、国内の事情に即した内容の指針が作成されれば、保存修復処置を実施する際の拠り所となり、保存修復業務のより体系的な発展につながるものと考えられる。

参考文献

- 1) 鳥海秀実、二神葉子：欧米における文化財の修復士—イタリアにおける『文化財修復士』資格を中心に—、保存科学、43、133-145 (2004)
- 2) 三浦定俊：文化財保存に関する倫理規定、文化財保存修復学会誌、55、1-6 (2010)

キーワード：保存修復専門家（conservator-restorer）；保存修復（conservation）；職業（profession）；倫理規程（code of ethics）；実務指針（guidelines for practice）

註1）項目1, 2, 3を抜粋して翻訳した。4, 関連専門職との区別, 5, 修復士の研修と教育の翻訳は参考文献1）に掲載。

註2）(3)教育の翻訳は, 参考文献1）に掲載。

<翻訳資料1>

International Council of Museum, Committee for Conservation

国際博物館会議保存部会

The Conservator-Restorer. A Definition of the Profession

保存修復専門家：職業の定義

(1984年)

抜粋

1. 序文

1. 本文書の目的は、保存に関わる職業の基本目的、原則および必要条件を明らかにすることである。
2. ほとんどの国において保存修復専門家 conservator-restorer (1)の職業ははまだ定義がなされていない。保存し修復する者は誰でも、研修の範囲や程度に関係なく conservator や restorer と呼ばれている。
3. 処置を受ける対象物、およびこれら対象物の所有者に関する専門的倫理と規範に対する関心は、職業の定義、関係する他の職業(2)との区別、そして適切な研修の必要条件の確立などの様々な試みに繋がった。医師、弁護士、建築家など他の職業は、自己分析と定義の段階を経て、広く認められた基準を獲得している。そのような職業の定義が今、保存修復専門家について求められる。そうすることで、この職業に学芸員や考古学者などの分野と同格の地位の達成を促すはずである。

2. 保存修復専門家の活動

1. 保存修復専門家の活動

1. 保存修復専門家の活動（保存 conservation）は、文化遺産の技術的調査、保全（preservation）、保存修復から成る。調査とは、人工物の記録的重要性を決定づける事前の工程である。それはすなわち、オリジナルの構造と材質、劣化の程度、変化と欠損、そしてこれら発見事項の記録である。保全（preservation）とは、文化遺産を可能な限り変化のない状態に維持するため、環境の制御、または/および構造への処置により、劣化や損傷を遅らせる、あるいは防ぐために行われる行為である。修復（restoration）とは、美的および歴史的完全性を最小限の範囲で犠牲にして、劣化もしくは損傷した人工物を理解可能な状態に戻すために行われる行為である。
2. 保存修復専門家は美術館・博物館、文化遺産保護に関する公的部署、保存に関わる個人企業において、もしくは個人として活動する。彼らの任務は、歴史的・芸術的価値をもつ対象物の物質的側面を理解し劣化を防ぐこと、そしてオリジナル部分と問題のある

部分の違いを把握し、対象物に関する理解を深めることである。

3. 保存修復専門家の活動の影響と格付け

1. 保存修復専門家には、かけがえのないオリジナルに対して処置を行っていることに特別な責任がある。それらはしばしば唯一無二であり、芸術的、歴史的、科学的、文化的、社会的、経済的に大きな価値を有している。このような対象物の価値は、その制作上の性質、歴史的資料としての証拠、ひいてはその真正性にある。対象物は「第一級の作品であろうと、日常生活で使用する単純なものでであろうと、過去の精神的、宗教的、芸術的生活に関わる意義深い表現であり、しばしば歴史的状況の記録となる(3)。」
2. 歴史的対象物の記録の質は、美術史、民族誌学、考古学、そしてその他の科学的学問領域における研究の基礎となる。したがって、これらの物理的な完全性を保存することは重要である。
3. 対象物の有害な取り扱いや変形の危険性は、保存修復のいかなる手段にも含まれるため、保存修復専門家は学芸員や関係するその他の学者と緊密に連携する必要がある。そして協力して、必要と不必要、可能と不可能、対象物の質を高める処置と完全性を害する処置とを見分けなければならない。
4. 保存修復専門家は、対象物の記録的性質を理解しなくてはならない。それぞれの対象物は、歴史的、様式的、図像学的、技術的、知的、美的、そして/または精神的メッセージと情報を、単独もしくは複合的に有している。対象物の調査と処置の間にこれらのメッセージと情報を見つけたら、保存修復専門家はこれらに細やかに配慮し、その性質を認識するとともに、任務を行う際にこれらに従わなければならない。
5. したがって、あらゆる介入処置は、対象物をあらゆる面から理解することを目指した論理的な方法による科学的な調査に基づいて行われなければならない。それぞれの処置の結果を十分に考慮しなければならない。研修の不足によりこのような調査を行えない者、もしくは興味不足やその他の理由からこの工程に従えない者はいかなる者にも、処置の責任を任せてはならない。十分に研修を積んだ経験のある保存修復専門家のみがこの種の調査結果を正しく考察することができ、決定した内容の帰結を予測することができる。
6. 歴史的または芸術的対象物に対する介入処置は、情報調査、分析、考察と結論という、あらゆる科学的方法論に共通する工程に従わなくてはならない。この工程によってのみ、処置を完了して対象物の物理的完全性を保存し、その意義をアクセス可能にすることができる。非常に重要なことは、このアプローチにより対象物の科学的メッセージを解読する我々の能力が高められ、ひいては新たな知識に寄与することである。
7. 保存修復専門家は対象物そのものに働きかける。その仕事は外科医のごとく、とりわけ手先を用いる技術/技能である。しかし外科医の場合と同様、手先の技能は理論的知識と能力に結び付かなければならないと同時に、状況を判断して直ちに対処し、その影響を評価できなければならない。
8. 領域を超えた協力は最も重要であり、今日の保存修復専門家はチームの一員として作業にあたらなければならない。外科医が同時に放射線学者、病理学者、心理学者であることができないのと全く同じく、保存修復専門家も美術史や文化史、化学、そして/またはその他の自然科学や人文科学の専門家ではありえない。外科医の仕事と同じく、保存修復専門家の仕事は学者による分析調査の発見によって補完される。保存修復専門家が科学的に正確に質問することができ、その答えを適切なコンテキストにおいて解釈する

ことができれば、このような協力作業は良好に機能するだろう。

- (1) 同一の専門家が、英語圏の国々では conservator, ロマンズ語圏とゲルマン語圏の国々では restorer と呼ばれているため、本文では折衷的に保存修復専門家 conservator-restorer の表現を使用する。
- (2) Conservation Architect, Conservation Scientist, Conservation Engineer といった保存に関連する職業、および保存に寄与するその他すべての職業は認定された専門規範に従うため、本文では言及しない。
- (3) G. S. Graf Adelman, "Restaurator und Denkmalpflege" in Nachrichtenblatt der Denkmalpflege in Baden-Württemberg, Vol. 8, No. 3, 1965.

<翻訳資料2>

欧州保存修復専門家連合

European Confederation of Conservator-Restorers' Organization

専門的ガイドライン (1) 職業

Professional Guidelines (1) The Profession

(2002年改訂版)

抜粋

序文

社会が特別な美的、芸術的、記録的、環境的、歴史的、科学的、社会的、または精神的価値を与える対象物、建造物、環境は「文化遺産」と呼ばれ、未来の世代に伝えるべき物質的かつ文化的財産を成す。

文化遺産の維持管理は保存修復専門家に委ねられるため、保存修復専門家の責任は文化遺産そのものにとどまらず、所有者や法的管理者、創始者や創作者、一般の人々や子孫にまで及ぶ。以下の条件により、所有者、年代、完全度の状態もしくは価値に関わらず、あらゆる文化遺産が守られる。

I. 保存修復専門家の定義

保存修復専門家とは、研修を受け、知識、技能と経験を身につけ、以下の内容に従って未来のために文化遺産を保存する目的をもって行動することに理解がある専門家を指す。

保存修復専門家の基本的役割は、現在の、そして未来の人々の利益のために文化遺産を保存することである。保存修復専門家は、文化遺産の知覚、鑑賞、そして文化遺産の環境的コンテクスト、意義と物理的性質に関する理解に寄与する。

保存修復専門家は、計画策定、診断調査、保存計画と処置提案の起案、予防的保存、保存修復処置、そして観察とあらゆる処置に関する記録資料作成について責任を負い、これらを実行する。

診断調査は、文化遺産の構成の同定や判定、保存状態の評価、変化の性質と程度の特定、劣化原因の評価、および必要とされる処置の種類と程度の決定から成る。

ここには、存在する関連情報の調査も含まれる。

予防的保存（preventive conservation）は、社会における利用と適合する範囲において、文化遺産の保存に最適な条件を作り出すことにより、劣化を遅らせ損傷を防ぐ間接的な行為から成る。

予防的保存には、正しい取り扱い、輸送、使用、保管と展示も含まれる。また、オリジナルの保存を目的としたファクシミリの作製についても、これに含まれる。

保存（conservation）は、状態を安定化し更なる劣化を遅らせることを目的として、文化遺産に対して行なう直接的な行為を主とする。

修復（restoration）は、可能な限り美的、歴史的、物理的性質を尊重しながら、文化遺産の知覚、鑑賞、理解を容易にすることを目的として、損傷もしくは劣化した文化遺産に行なわれる直接的行為から成る。

記録資料作成（documentation）は、実施されたあらゆる工程に関する正確な画像および文字による記録、およびその背後にある理論的根拠から成る。報告書は、文化遺産の所有者または管理者に一部を提出し、閲覧可能な状態にしておかなければならない。文化遺産の保管、メンテナンス、展示やアクセスに関するその他の必要事項については、この記録の中で明確にしなければならない。

記録はコンサヴァター
保存修復専門家の知的財産であり続け、将来的な閲覧のために保持される。

更に以下についても、コンサヴァター
保存修復専門家の能力の範疇に入る。

- ・保存修復分野における計画や事業、調査の展開
- ・文化遺産保存のための助言と技術的支援の提供
- ・文化遺産に関する技術的報告書の作成（市場価値に関する判断はすべて除く）
- ・研究調査の実施
- ・教育的プログラムと教育の展開
- ・調査、処置または研究から得られた情報の普及
- ・保存修復分野におけるより深い理解の促進

II. 教育と研修

職業の基準を維持するためには、コンサヴァター
保存修復専門家の専門教育と研修は、保存修復を専門とする大学修士レベル（あるいは、同等と認められるレベル）となる。研修については、「欧州保存修復専門家連合 専門的ガイドラインⅢ」にて詳述する。

保存修復は、複雑で急速に発展しつつある分野である。したがって、資格を有する

コンサヴァター保存修復専門家には、常に新たな情報を収集し続け、確実に現行の倫理的考え方にそって職務を実践する専門上の責任がある。職業の継続的発展については、「欧州保存修復専門家連合専門的ガイドラインⅢ」に詳述する。

Ⅲ. 他の分野との違い

保存修復の第一目的は文化遺産の保存であり、新たなものの創作や、ものの機能を維持し修繕することとは相反するため、関連する分野（例えば美術、工芸）とは全く別の分野である。

コンサヴァター保存修復専門家は、その特殊な教育によって他の専門家とは区別される。

<翻訳資料3>

米国保存修復学会 American Institute for Conservation
実務指針 Guidelines for Practice
(1994年改訂版)

項目のみ抜粋

専門的行為

1. 行為, 2. 情報提供, 3. 法律と規則, 4. 実践, 5. コミュニケーション, 6. 同意, 7. 機密性, 8. 監督, 9. 教育, 10. 相談, 11. 助言と情報源, 12. 反対意見, 13. 不義の行為, 14. 関心の対立, 15. 関連する専門的活動

調査および科学的調査

16. 正当な理由, 17. 試料採取と試験, 18. 考察, 19. 科学的調査

予防的保存

20. 予防的保存

処置

21. 適切性, 22. 材料と方法, 23. 欠損部の補完 (compensation for loss)

記録資料作成

24. 記録資料作成, 25. 調査の記録資料作成, 26. 処置計画, 27. 処置の記録資料作成, 28. 記録資料の保存

緊急事態

29. 緊急事態

<翻訳資料4>

カナダ文化財保存修復学会 Canadian Association for Conservation of Cultural Property およびカナダ保存修復専門家協会 Canadian Association of Professional Conservators
実務指針 Guidance for Practice
(2000年改訂版)

項目のみ抜粋

文化遺産保存における専門的規範

一般的義務

1. 責任の共有, 2. 文化遺産の完全性の尊重, 3. 保存業務の基準, 4. 記録資料作成
5. 限界の認識, 6. 専門性の発展

予防的保存

7. 予防的保存, 8. 文化遺産の安全性確保

調査

9. 調査, 10. 調査の危険性, 11. 試料採取, 12. 調査の記録

保存処置

13. 処置の必要性と程度, 14. 処置の提案, 15. 処置の記録, 16. 技術と材料, 17. 材料の除去もしくは変化, 18. 修復 (restoration) と再構成 (reconstruction), 19. 形態の変更 (reformatting), 20. 複製の作製もしくは詳細な記録

処置後の維持管理

21. 処置後の維持管理

緊急事態

22. 緊急事態

専門的行為

所有者との関係

23. 所有者との関係, 24. 機密性, 25. 契約, 26. 料金, 27. 所有者の同意, 28. セカンドオピニオンの依頼, 29. 意見が相違する場合

その他の専門家、実習生、一般の人々との関係

30. コミュニケーション, 31. 誤りのある情報, 32. 広報, 33. 教育普及, 34. 研修, 35. 委託と下請け契約, 36. 謝辞, 37. 照会と紹介, 38. 他の保存専門家の成果に対する言及, 39. 関心の対立, 40. フリーランスの仕事, 41. 法律と規則, 42. 不法に持ち込まれた修復対象物, 43. 安全性, 44. 行動

< 翻訳資料 5 >

英国保存修復学会 Institute of Conservation

専門的規範と判断・倫理 Professional Standards and Judgement & Ethics

(2020年改訂版)

規範 1：文化遺産の評価

規範 1（以下の項目 a～e）では、文化遺産を評価する能力を示すことが求められる。ここには、今日の複合的な保存の問題がある場合も含まれる。この規範は、あなたの保存業務計画に従って適用されるべきである。たとえば、あなたの業務に、処置もしくは助言のために工房に持ち込まれた作品に関する調査が含まれる、あるいはコレクションや構造の詳細な評価、一連のコレクションや文化遺産の特定区域に関する計画策定の評価の提出が求められるということである。

状況に応じて、あなたには1つ以上の段階の評価が求められるだろう。たとえば、最初の目視

による評価に次いで、より詳細な調査や分析もしくは同時並行でモニタリングと検査を行うということである。

あなたは以下のことができなければならない:

1a) 評価対象の遺産の意義とコンテキストを、潜在的な保存処置に関わるあらゆる可能性をふまえて理解すること。

- ・以下のコンテキストに従い、遺産がどのように使われ提示されるかに関する考察がここに含まれる。遺産のデザインと環境的コンテキスト；あらゆる人的、文化的、歴史的、精神的、象徴的、無形的、美的もしくは経済的意義；芸術家の意図；過去の保存処置；現在そして関係する過去の所有者、管理者およびその他関係者の関心。
- ・視覚、物質、歴史、アーカイブもしくは証明などの目的で行われうる調査を、引き受ける必要がある。

1b) 遺産の物理的性質と状態の評価

- ・評価に使用する手段は、遺産の状態や完全性に有害な影響を与えてはならない。
- ・分析があなた個人の能力の範囲外にある、もしくは専門家の情報を必要とする場合、他の適切な情報源を参照しなければならない。
- ・遺産の物質的性質および典型的な劣化の類型に対して、あなたが関与する領域に適した理解を示さなければならない。

1c) 遺産に対する環境的影響と潜在的变化に関する評価

- ・これは、あなたの作業計画に適切に適用される必要がある。ここには、たとえば対象物の所有者や管理者に、現在の、そして提案される環境と使用について問い合わせること、コレクションもしくは場所の詳細な評価を行うこと、あるいは開発計画、環境変化、場所や構造物に影響を与えるその他の潜在的变化の影響評価が含まれうる。
- ・提案された環境と使用の内容に関わる危険性について、適切な評価が含まれるべきである。
- ・分析があなた個人の能力の範囲外にある、もしくは専門家の情報を必要とする場合、他の適切な情報源を参照しなければならない。

1d) 更なる処置を行わないことに関する評価

- ・ここには、考察中の遺産に対する影響、危険と有益性、そして状況によっては、その他の対象物や構造、環境や周囲へのあらゆる危険性、そして衛生と安全性に関する内容が含まれる。

1e) 評価の知見に関する報告

- ・報告や記録の範囲、表現方法および詳細は、評価の内容と報告の受け手にとって適切なものでなければならない。
- ・報告や記録は、状況に応じてあなた自身の使用、その他の人々への情報提供、もしくは公式発表や出版の用途になりうる。

規範2：保存処置の選択肢と方法策定

規範2（以下の項目 a～c）は、規範1で行われた評価の上に成り立つ。これには、複雑な保

存上の問題を呈するコンテキストの中での評価と交渉が求められる。この規範は、あなたの保存業務計画に従って適用されるべきである。たとえば、処置もしくは助言のために工房に持ち込まれた対象物について依頼者と話し合った決定方針、コレクションや建造物の管理運営の方策、あるいは特別な懸念や保存に関わる課題への対応に適用することができよう。

あなたは以下のことができなければならない：

2a) 保存処置に関する選択肢の特定と評価

- ・ 選択肢には、使用、展示、輸送、保管に関わるマネージメント、もしくは遺産を様々なに評価する方法が含まれる。それらはすなわち、物理的な保存処置と方策、もしくは予防的、保全的な方策である。
- ・ 選択肢は適切な評価と調査に基づき、明白な理論的根拠に従うものでなければならない。
- ・ あなたは、新しい、または応用した手段を要する選択肢を特定し、これらをどのように発展させ、実行し、委託するかを心得ていなければならない。
- ・ 評価には、危険、有益性、そして様々な選択肢に関わるより広範な影響の特定が含まれる。ここには、可逆性や再処置可能性の程度、環境条件下での変化が生じた場合にはこれらに対する耐性、現在と未来の使用による影響、そして次に実施する保存の方策による影響が含まれる。

2b) 利用可能な様々な選択肢に関わる助言、提案もしくは方針の展開

- ・ これには、様々な選択肢から予測される解決方法、それらの環境に対する影響、事業の運営や展開に関わる事項、そして関連する資金調達や資金源や資金提供の特定に関する考慮が含まれる。
- ・ あなたの保存業務領域に影響するあらゆる法律、公的指導や組織としての方針に関して助言ができなければならない。あなたの助言や決定を伝達し、望ましい保存の実践を促進しなければならない。

2c) 考案した一連の計画の実施に向けた展開、もしくは交渉

- ・ あなたの実践範囲に関して、組織および個人と交渉ができなければならない。
- ・ 保存処置を開始して以降、明らかになったことを考慮に入れた再交渉が可能でなければならない。
- ・ 同意を得た処置は、事例にとって適切な形式と詳細のレベルにおいて記録されなければならない。

規範3：保存の方策

規範3（以下の項目 a～f）では、保存に関する詳しい知識が求められるとともに、直接的、あるいは助言的、管理的もしくは教育的役割を通じて、処置や保全的手段を行うことにより、効果的に保存の方策を講じる能力が必要とされる。項目 a～f は、保存上の複雑な問題を呈する状況下で効果的に対処できること、そしていかなる予測不能の問題や発見にも効果的に対応できることを示す。

あなたは以下のことができなければならない：

3a) 文化遺産の維持管理、保全、処置において適切な実践方法を伝達すること。

- ・伝達方法は、助言、方針、計画策定、提案や教育などの形がありうる。
- ・維持管理、保全と処置は、災害や緊急事態への備えや事後の対応、もしくは外部からの提案や変化への対応など、進行中の状況や例外的な状況に関係する。
- ・あなたの作業領域の遺産に関わるあらゆる方針や計画について、保存に関連する事項を豊富な知識をもって伝達することができなければならない。
- ・あなたの処置が完了した後の遺産について、進行中の保全のために必要とされる事項を助言することができなければならない。

3b) 保存の方策の実施

- ・材料の物理的および化学的性質と劣化原因、適用すべき方策と技術、関連する情報、技能と設備の使用に関して助言できることが含まれる。
- ・方策は、物理的、化学的、環境的、法令的な場合、もしくは文化遺産の管理や他の要素との相互作用に影響する場合などがある。
- ・新たに発展中の技術、およびそれに関わる実践的な関連事項について、助言ができなくてはならない。
- ・使用する方法と技術には、関係するコンテキストと倫理的要素、そして当該分野における現行の調査および指導を考慮に入れなければならない。
- ・遺産の保全と維持管理に影響をもつ他の人々の考え方や役割を理解し、手段の効果を確実なものとするため、必要に応じて彼らと協力しなければならない。

3c) 方策と助言が、認定された保存業務基準に確実に従うこと

- ・国、自治体、組織による適用可能なあらゆる規範、ガイドラインと原則を考慮に入れつつ、英国保存修復学会の該当する規範や実務指針と合致すること。
- ・あなた自身が行っているか、委任、委託しているか、もしくはより概括的に管理しているかにかかわらず、方策が倫理的に行われ関連する規範に従っていることを確認しなければならない。

3d) 保存の方策による効果のモニタリングと評価

- ・実施した方策の有効性と影響を、作業内容にとって適切な方法により評価することが求められる。これは、継続的もしくは定期的なモニタリング、事前の調整、もしくは特別な場合などの方法で実施することができる。
- ・万一、新たな発見により必要が生じた場合には、方策の調整や再交渉が行われる。

3e) 保存の方策の記録作成

- ・記録は、意図される用途およびその情報そのものの価値にふさわしい形式、そして詳細さと明瞭さの程度で作成されるべきである。
- ・記録は、現在進行形で維持されアクセスできることを目的として、形式が考案されなければならない。

3f) 自身の権限や職能の範囲外にある内容について、更なる分析、処置や予防的手法に関する適切な情報を提案すること

- ・これは補修的処置、科学分析や専門家によるモニタリング、専門家による予防的保存、保全、もしくは法律の専門などに関係しうる。

規範4：組織とマネジメント

規範4（以下の項目 a～e）は、あらゆる保存修復専門家に適用可能な、効果的かつ倫理的、法的な方法で作業を組み立てマネジメントすることに関わる。これはあなたの作業の役割について適用されるべきであり、責任を負う領域において確実に規範に従わなくてはならない。

あなたは以下のことができなければならない：

- 4a) 作業が適切に完了するよう、作業を計画し管理する。
- ・これは自身の作業に適用されるだけでなく、あなたが主導もしくは委任するあらゆる作業にも適用される。
 - ・これは自身の作業計画、事業の日程調整、一部署もしくは新たな事業の作業計画、教育課程の時間割作成と授業計画、もしくはコンサルタントや連絡業務（依頼者や契約者／コンサルタントの見地から）を管理する方法に適用されうる。
 - ・時間の尺度、必要とされる資源と適切な予算に関する同意と適合がここに含まれ、関係者に進捗状況を随時連絡し必要に応じて再交渉を行う。
- 4b) あなたが実践し推進する全てのことが、適用される法的、契約的な必要条件に確実に従うこと。
- ・自身の作業に関する法的必要性を認識し、これに関する知識を修得すること。
 - ・ここには関係する環境保護と雇用規則が含まれ、作業が適切な保険と損害保障により確実に補償されるようにすること。
- 4c) あなたの実務および責任をもつ範囲が関係する衛生安全規則とガイドラインを遵守し、自身とその他の人々への危険を最小限にすること。
- ・リスクアセスメントに基づいて行動し、実施する能力がここに含まれる。
- 4d) 依頼者、同僚やその他の関係者との間の良好な関係、もしくは内部協力を努める。
- ・作業にとって良い関係、効果的で開放的なコミュニケーションを維持し、適切な場合には人材のマネジメントにおいて良い慣習に従うことが含まれる。
 - ・関係者には、必要に応じて組織内部の依頼者（例：学芸員、アーキビスト、建築家、選出されたメンバーや受託者）や契約者などが含まれる。
- 4e) 適切かつアクセス可能な記録が確実に維持されること。
- ・記録には、保存に関する記録、法令に関する記録、あなたの組織に求められる記録もしくはあなたの事業の運営に必要な記録、そして自身や同僚が効率的に作業するためのあらゆる記録が含まれる。
 - ・記録は適切な方法と形式で行われるべきであり、状況に応じて適切な技術とソフトウェアが用いられるべきである。
 - ・記録は、記録にアクセスする必要がある人に対して、利用可能かつ明瞭でなければならない。

- ・記録は、あらゆる法的必要条件、保存に関するガイドライン、そして組織の方針を考慮に入れ、目的によって適切な期間の間保持されなければならない。
- ・データ保護、プライバシーおよび知的財産に関する法律に準じ、適切なレベルの安全性と機密性が維持されるべきである。

規範5：継続的な専門性の発展

規範5（以下の項目 a～d）は、あなたの専門知識と能力を意欲的に維持し発展させることを求める。

あなたは以下のことができなければならない：

- 5a) 保存修復分野における変化に常に留意するとともに、作業内容に関して更なる発展に努めること。
- ・専門の熟知度を維持し、必要に応じて保存修復分野の関連する団体、ひいては自身の実践範囲を超えた接点をもつことが含まれる。
 - ・新たな発展と研究に絶えず注意を払い、特に更なる研究があなたの実践と専門性の展開につながる領域を感知できるようにすることが含まれる。
- 5b) 実践、知識、技能と技術が、一般的基準、および担当する個別の事業と任務の両方について、確実に最新の情報に基づいていること。
- ・あなたの作業内容のために、適切に最新情報を入手する必要がある。例えば、処置を行う際、当該の作業にとって適切である場合、新たな技術を理解し使用できることが期待される。あるいは、あなたが管理者や助言者である場合、どのような技術が利用可能で、どのような場合が適切であり、けれども実施できないということの理解が期待される。あるいは、あなたが教育者や講師である場合は、教育、研修する領域に関して最新の情報を維持することが期待される。
- 5c) 自身の実践を考察し学ぶ
- ・あなたの作業から、学ぶべきポイントと更なる調査や発展の領域を特定することが含まれる。
- 5d) 専門家および一般の人々に向けて、文化遺産の保存と維持管理を推進する。
- ・必要とする人々に対して、研修や指導を提供できることが含まれる。
 - ・実演や展示、出版物やウェブサイトへの寄稿など、様々な方法により文化遺産分野やその職業に対し寄与することが含まれる。

専門的判断と倫理

専門的判断と倫理（Professional Judgement and Ethics, J&E）（以下の項目 a～n）は、職業的規範の核を成す。専門的判断と倫理を理解し適用できることが、あなたの作業を通じて明確に示されなければならない。

保存の知識と原則に関する堅固な基礎に基づいた専門的判断と倫理規範の適用について説得力

のある証拠を示すことで、あなたの専門性を証明することができる。関係する情報をいつどのように探すかを理解することは、専門的判断を示す重要な側面である。あなたは多様な状況下で専門的に対処し、実践において倫理的原則を適用できなければならない。ICONの倫理規程や実務指針の理解を示すだけでは十分ではない。

あなたは以下のことをしなければならない；

- i. 保存の原則を理解し、あなたの実践に関わる特定領域について深い理解を示すこと。
- ii. あなたの実践に関する国内および国際的な原則、哲学そしてガイドラインに精通していること。
- iii. 保存修復の倫理的基盤、文化遺産の保存専門家としての責任、そしてより広い社会に対する責任を理解すること。
- iv. ICONの行動規範を理解し遵守すること。
- v. 保存の問題へのアプローチと適切な解決方法の策定において、適切なレベルの批判的思考、分析と総合的思考を適用すること。
- vi. あなたの実践に関し、代替となる有効な手法とアプローチについて率先して考慮し備えること。
- vii. 衛生安全、環境、雇用と契約に関する法律、および国際的同意を含め、法的必要条件や義務に従うこと。
- viii. あなたの影響下にある文化遺産の維持管理について、責任を負うこと。
- ix. 環境、保存の実践における環境の持続可能性の推進、そして反環境的な影響の最小限化に対して責任ある行動をとること。
- x. 一般の人々、雇用者、依頼者そして同僚に対して、責任のある倫理的な行動をとること。
- xi. 対象物および構造物の文化的、歴史的、精神的コンテキストに配慮し、敬意をもって行動すること。
- xii. 保存処置が行われたコンテキストが、適切で許容できる実践と方策に対してどのように影響するか理解すること。
- xiii. 価値の相反や倫理的葛藤について、文化遺産の重要性を維持する方法で対処すること。
- xiv. あなたの知識と能力の限界を理解し、その限界の中で業務を行うこと。

The Profession, Code of Ethics and Guidelines for Practice of the Conservator-Restorer

TORIUMI Hidemi

Conservators-restorers in the world are developing their activities following codes of professional ethics approved by conservation institutions and organizations. The Japan Society for the Conservation of Cultural Property established its code of ethics in 2008, but it hasn't published its own guidelines for practice yet.

In the present study, the following international documents in the field of conservation are translated in Japanese and examined: **[1]** "The Conservator-Restorer. A Definition of the Profession" (1984) by the International Council of Museum, Committee for Conservation (ICOM-CC); **[2]** "Professional Guidelines (1): The Profession" (2002) by the European Confederation of Conservator-Restorers' Organization (E.C.C.O.); **[3]** The article titles of "Guidelines for Practice" (1994) by the American Institute for Conservation (AIC); **[4]** The article titles of "Guidance for Practice" (2000) by the Canadian Association for Conservation of Cultural Property (CAC) and the Canadian Association of Professional Conservators (CAPC); and **[5]** "Professional Standards and Judgement & Ethics" (2020) by the Institute of Conservation in the U.K. (ICON).

[1] defines the newly appeared profession of conservators-restorers and explains the purpose, activities and significance. In the past forty years, the conservation field made a significant progress, and now the importance of their activities is recognized by society. The most recent document, **[5]**, has emphasis on the assessment, management and valuing the context of cultural heritage. It also explains the capability of conservators-restorers in communication and judgment.

Japanese versions of guidelines for practice should be made according to the circumstances in Japan, on which conservation treatments could be based as the standard. It will lead to further development of the field of conservation in terms of management, judgement and ethics.